

久美浜代官所領中間支配機構の役職について

―丹後国五郡惣代・丹後但馬両国惣代を中心に―

岡田 つかさ

はじめに

本稿は、丹後国熊野郡久美浜村にあった久美浜代官所の管轄領における中間支配機構の役職を検討するものである。この機構の上位に位置する郡中代については三浦泰之氏の研究¹がある。そのため、史料に散見する丹後国五郡惣代、丹後但馬両国惣代等の役職について検討を行いたい。これらの役職はこれまで検討が行われなかった。それは関係史料の制約によるものと思われる。今回調査された郡中代の文書である太刀宮文書の成果を中心として考察していきたい。

日本近世の幕領支配については、代官の在任期間が短いことや役人が少ないことなどの理由により、脆弱な面があったとされる。その補完のため、「中間支配機構」として「組合村―惣代庄屋―郡中惣代制」がとられていたとされる。

久留島浩氏は、この地域支配構造について、「遅くとも宝暦―天明期には組合村が存在している」とし、それをA組合村―惣代庄屋制とB郡中惣代制の二つの型に分けて整理されている²。Aは、惣代庄屋が郡中惣代となる型、Bは、惣代庄屋とは別に郡中惣代が存在する型

である。また、郡中惣代のもつ機能として、①陣屋行財政の実質的肩代わり、②郡中入用の統轄、③郡中の代表として代官所へ歎願すること、④郡中の代表として代官所役人の応接にあたることを挙げられている。

志村洋氏は、幕領組合村を検討するにあたっては「被支配身分を実質的担い手とする、複数の村々を単位にした地域運営体制が存在したということと、そのシステムに村々の利害代表者たる惣代庄屋・郡中惣代が組み込まれ、一定の地歩を占めたということとは区別して理解しなければならない」と述べており、近世の大庄屋や組合村を考えるに際し留意すべきこととして、①領域規模の大小などの地理的要素、②領主権力の性格種類、③地域運営体制の構造的性質、④村落共同体における村役人層の位置を挙げられている⁴。

幕領における地域支配構造については様々な地域を事例に分析がなされてきた。山崎圭氏は信州幕領を事例に地域社会の展開過程を整理されている。そこでは派遣手代の支配を地元村が補完するとともに、「公共業務」を担う請負人が存在していたが、近世後期に成立した組合惣代・郡中惣代が請負人の監督を強化し、その機能や権限を吸収し

ていったとも分析されている。⁵⁾

久美浜代官所領も「村―組合―中間支配機構（広域惣代―郡中代）―代官所（手代・手附・代官）」の機構があった。先行研究で指摘されている「組合村―惣代庄屋―郡中惣代制」の中間支配機構が機能していたと考えられるが、郡、国、領域全体の代表としての「広域惣代」についての検討はまだないように思われるため、本稿で考えていきたい。

本稿の検討は基本的な確認にとどまるが、本書報告の太刀宮文書の利用の参考に、また全国的な中間支配機構比較研究において、その検討の素材になればと考えている。

一 久美浜代官所領中間支配機構役職名の確認

享保二〇年（一七三五）に久美浜を陣屋元村とする久美浜代官所が置かれ、その支配領域は丹後国だけでなく、後に但馬国や美作国まで広がった⁶⁾。代官所の構成員は代官をはじめ手附、手代など配下の役人が約一〇人であった⁷⁾。年貢収納を中心に行政事務を行っていたが、支配領域の広さに比べて役人が少なかつたため、地元の人々による補充が必要であった。

久美浜代官所領の補充機構としては先述の機構と郷宿、掛屋などが挙げられる。そのうちの郡中代については、三浦泰之氏が分析されている。郡中代は「組合村―惣代庄屋―郡中惣代制」における「郡中惣代」の機能を持ち、代官所管下全域（郡中）の代表として、代官所の業務の肩代わりや、代官所と郡中村々の仲介（訴訟の内済など）、郡中村々

を代表する役割を担った⁸⁾。

まず、郡中代のほか、どのような役職があったのか確認しておきたい。なお、基本的に村の庄屋、年寄、百姓代、組合村の組合惣代（参考になる場合一部この限りでない）は除いて広域地域を代表する役職（広域惣代〔郡中代を除く〕）に限っている。史料は、『久美浜代官所関係史料集』⁹⁾、『久美浜町史 資料編』¹⁰⁾、『城崎町史 史料編』¹¹⁾、これらと一部重複するが、太刀宮文書のうち安永七年（一七七八）～慶応四年（一八六八）の御用留¹²⁾を使用する。管見の結果であるが、これらから確認した役職名を管轄範囲の順（①丹後・但馬国、②丹後・但馬・美作国、③丹後国、④但馬国、⑤美作国、⑥各郡、⑦丹波・丹後・但馬国〔以上の内部は時系列〕、⑧管轄範囲その他、⑨その他〔以上の内部は適時〕）に並べたものが【別表】である。

丹後・但馬国と丹後国が多く、各管轄範囲の役職は名称に少し異同がみられるが多くある。今回は、多くの役職名を確認できた①、③、その中でも多く使用されている役職名の「丹後但馬両国惣代」と「丹後国五郡惣代」を中心に検討を行うことにする。役職名の異同については次の章で検討していく。検討の順は、初期代官所領であった③から、次に①と行い、残りの役職名については確認数が少なく今後の課題とした。そのほかの組合惣代や組々惣代は組合の代表者で、出典の記事によれば郡中代からの廻状の伝達や、村内の素行不良者の取り扱いについて携わっている。上乘・乗納庄屋や納庄屋・納名主は、年貢米を江戸、大坂へ運ぶ御城米船関係の役職名であることが、山田洋一氏の研究¹³⁾でわかる。このほか浜方世話人や浜方立会についても、御城米船に積み込む廻米に関する管理業務を行っていたと考えられ

る。これらは久美浜代官所領の地域性を考えるにあたっては有効かと思われるが、はじめに述べたような研究内容からは外れるため、今回は対象外とする。

二 中間支配機構の役割（丹後国五郡惣代・

丹後但馬両国惣代等）の検討

丹後国五郡惣代や丹後但馬両国惣代は、名称からすれば丹後国の代表、両国の代表と考えられるが、郡中代が郡中村々を代表する役割も担っていたのであれば、彼らはどのような役割を担っていたのであろうか。

（一）丹後国を管轄範囲とする役職（丹後国五郡惣代等）について

【別表】の③丹後国（38～69計三二）には「丹後国五郡惣代」と、少し異同があるが類似する「丹後国五郡惣代庄屋」、「丹後国五郡村々惣代」、「丹後国惣代」などの役職名がある。まず丹後国五郡惣代を確認していききたい。安政四年（一八五七）は役職名が検出される事例（計一〇）が最も多い。その内、丹後国五郡惣代がみられる史料は七あるが、関係の出典の記事には惣代として名前が三～七名挙がっている。郡名が記されているものもあり、熊野、中、竹野、与謝郡の四郡である。同国の郡はこの四郡に加佐郡が加わって五郡であるが、実質の五郡惣代にはなっていない。丹後国五郡惣代関わった文書は、廻米や年貢に関する願書（上申文書）が多い。次のような史料【別表】62）がある。

乍恐書附ヲ以奉願上候

当御支配所丹後国五郡惣代奉申上候、去々卯御年貢并去辰御廻米御廻船延着二付、御米受痛候得共、乍難渋相納罷在候間、尚又当巳御廻船延着二相成候得共、積湊夫々御積立相成候処、全間人湊二而御廻船凡三百九拾石余積残り今以御廻船入津無之、当七月中奉歎願候通、北海之儀者例年式百十より者渡船不仕、此節二至り候而者迎も御廻船二者相成不申候間、積湊御帰安石代上納被仰付候様奉願上候、右願之通御聞濟被為 下置候ハ、一同難有仕合ニ奉存候、依之五郡惣代以書付此段奉願上候以上

安政四巳年九月

丹後国五郡惣代

六日差出ス

熊野郡関村庄屋

宗右衛門

鹿野村庄屋

儀兵衛

竹野郡間人村庄屋

七左衛門

与佐郡本庄浜村庄屋

太郎助

中郡鱒留村庄屋

忠右衛門

郡中代久美浜

今西七郎兵衛

鈴木大太郎様

久美浜御役所

これは丹後国五郡惣代として加佐郡を除く四郡の庄屋五名と郡中代が差出した代官鈴木大太郎宛の願書である。廻船（御城米船）の延着のため間人湊で御廻船が積残り、銀納の石代納で納めたいという願である。また同年十一月に同四郡の庄屋六名と郡中代二名が記される代官鈴木大太郎宛の「乍恐以書附奉願上候」（別表【66】）にも加佐郡の惣代はいない。内容を見ると、今年の年貢米と来年の江戸大坂廻米の積分けについて、旭湊と夕日湊については代官所から仰せられた通りとするが、岩滝湊と日出湊の江戸御廻米の分は石数が少ないためすべて大坂廻りとし、間人湊から大坂に送るべき米のうち一部を江戸廻りとしたという割賦の願である。いずれも御城米船に係するものである。加佐郡の代官所領は、海から遠く四村合計七二四石余¹⁴で廻船に直接に係しなかったため、加わっていないのではないかと思われる。なお、ここに惣代として記される村庄屋は、属する組合の惣代も兼ねていると思われるが、史料からその確認はできていない。

なお、加佐郡を含めた実質の丹後国五郡の惣代名が記されるものもある。代官所からの申渡（別表【65】）で、「丹後国」の記載はないが、「丹後国五郡惣代」と同じ意味と判断できる「五郡惣代」が記されている。この史料は年貢や廻米に関して、近年撰立が等閑であるため、今後厳重に取り調べ、「悪米」が混じらないようにせよという代官所の命令に対して、五郡惣代二四名（郡中代含む）が承知したことについて連印している請書である。これは代官所からの命令（上意下達）に応じた例である。

同一年で、四郡の惣代しか記されていないものは願で下意上達の例である。それと上意下達と比較条件は異なるが、同じ五郡であっても記される郡数が異なる場合があるということである。記載される人数に幅があり、丹後国五郡惣代は、郡ごとの惣代からなるが、記載される郡数、惣代の庄屋人数は同じではないにもかかわらず、五郡つまり丹後国全体と表現している。

次に同年で、「丹後国五郡惣代」とは役職名が若干異なる「丹後国五郡村々惣代」について確認したい。代官所へ提出された廻米における新柁の取り扱いについての請書（別表【58】）である。熊野郡尉ヶ畑村庄屋藤次郎、中郡三坂村庄屋久左衛門、竹野郡庄屋七左衛門、熊野郡久美浜村庄屋今西保太郎の四名が記されている。加佐郡は先述の事情があるとしても、与謝郡がない理由は確認できない。また内容や記載庄屋名から役職名に「村々」が加わる理由も確認できない。この場合の「村々」は修飾的なものであるうか。

ほかの役職名「丹後国惣代」が記されるものも確認しておきたい。代官所からの、廻米御用のため「丹後国惣代」に出張せよとの命令を伝える同年の郡中代の書面（別表【64】）である。そこには、二一名の庄屋の名前が記されている。五郡、全組合（二六¹⁵）の庄屋（一部の郡は複数名）からなっている。「丹後国惣代」は代官所の指示であるが、五郡全て、各組合の代表全てを意味しているといえる。

このような多数の名前が記される例を、他の年になるが確認したい。「丹後国五郡村々惣代庄屋」の役職名が記される天保一三年（二八四二）十月付け代官大草太郎左衛門宛の、銀納する年貢のことである石代の値下げを歎願する上申書（別表【44】）である。この上

申書には「丹後国五郡村々惣代庄屋連印」としかないが、同じものが『久美浜町誌』にある。¹⁶そこには各郡惣代の庄屋三一名と郡中代二名の名前が記載され、「加佐郡惣代公庄村庄屋」の名前もある。この場合の「村々」は、先の「村々」とは違って実質を表しているといえる。

以上のことから、願などの例では、「丹後国五郡惣代」は四郡の惣代であっても五郡すなわち国全体の総意を意味しているのに対して、代官所からの通達に対応する請書の例では、実質の五郡全体を意味している。類似の役職名に付けられる「村々」も意味を有する場合もあり、ない場合もあるといえる。意味を有する場合は、先述の石代値下げの願など年貢納入にかかわる場合であった。代官所からの命令等に記される役職名は実質を意味している。このことは、役職名は、下意上達、上意下達、そこに記される郡、惣代の人数によって有する意味合いを判断する必要があるのではなからうか。

ただし、各郡における久美浜代官所領の村数や、久美浜村との距離などといった地理的背景も検討する必要がある。

(二) 丹後但馬両国を管轄範囲とする役職（丹後但馬両国惣代等）

【別表】 1～36が丹後但馬両国を管轄範囲とする役職名が検出される事例（計三六）である。この中で最も多いのは丹後但馬両国惣代（両国惣代も含んで一四）である。記される惣代である庄屋の人数は一五と定まっていない。年貢、貯穀についての願書が四点あるが、そこに記される惣代である庄屋は六～一五である。代官の妻の見送りの記事には、一五人が記されている。郡については、丹後国は加佐郡を除く四郡、但馬国は城崎、二方、美含、気多郡が記され、養父郡（領

地の村は数村しかない）は記されていない。記載される庄屋名は、丹後国からは熊野郡、但馬国からは城崎郡の庄屋を中心に両国からの庄屋名がある。

「丹後但馬両国惣代」に類似の役職名で惣代の名前が関係記事に記されている史料を確認すると、「丹後但馬両国郡中惣代」の記事【別表】2）には熊野郡から一人、「両国惣代庄屋」の記事【別表】13）には但馬、丹後の九郡（加佐郡含む）から一七人（郡中代含む）である。前者は、宗門帳差上げ御免の願書、後者は、天候不良による稲の成長についての届で、領民の年貢納入にかかわることが予想されるものである。この場合は、丹後国を管轄範囲とする役職名と同様に多数記されている。

両国を管轄範囲とする役職名は、名称に若干の異同、記載される惣代である庄屋の人数に異動があっても意味内容は、丹後国を管轄範囲とする役職名と同じように管轄範囲の代表といえる。

今回確認した史料の中には、丹後国五郡惣代や丹後但馬両国惣代についての選出方法や任命の記録などは確認することができず、職務の詳細については不明である。しかしながら願書に記載される惣代や、代官所からの呼び出しに指定されている人物として現れる庄屋名（または村名）は、同一年であれば同じであることが多いため、届出や願書の都度の代表ではなく、丹後国五郡惣代や丹後但馬両国惣代として組合惣代のなかにその担当がいたのではないかと思われる。太刀宮文書にある慶応三年（一八六七）の諸用留（太刀宮文書³⁴⁸）の十二月条に次のような史料がある。

一金八百六拾壹兩三分永百七文四分
内

金六拾七兩壹分永三十五文八分
(城崎郡) 木内惣太夫

同六拾七兩壹分永三十五文八分
(熊野郡) 出金受取

同六拾七兩壹分永三十五文八分
(熊野郡) 尉畑藤次郎

同六拾七兩壹分永三十五文八分
(中郡) 出金受取

同六拾七兩壹分永三十五文八分
(中郡) 新治村平左衛門

同六拾七兩壹分永三十五文八分
出金受取

右金貳百壹兩三分永百七文四分

金六百六拾兩 新屋次郎七、拙者兩人掛屋手形佐の谷上組
(城崎郡)

村々、木内組村々、中郡組合村々連印証文

受取聞済

〆都合

右者去寅四月中より同十二月中、夫役人足御手当御役所より御
下ケ金両国郡中無沙汰ニ而、尉ヶ畑村庄屋藤次郎、新治村庄屋
平左衛門、木内村庄屋惣太夫右三人外融通致居候処、郡中より
察当受、今西七郎兵衛、江戸屋市兵衛、拙者取扱右之通出金申
聞

* () は筆者註

ここでは代官所から村へ下げ渡された人足手当について、郡中内への
支給事務が滞っていたため、組合惣代と思われる庄屋三人が自分の組
内に融通（立替）していたところ、他の組合の村々より自分たちには

支給されないとの、あるいは他の組の立替への、察当（違法行為をと
がめること）を受け、郡中代が三人の立替分を清算し、ほかへも支給
し対処した、と理解できる。

この庄屋三名は丹後国五郡惣代、丹後但馬両国惣代としてよく現れ
る人物である。同じ中間支配機構の役職である郡中代に比較して、丹
後但馬両国惣代等は、この件のように立替を行うなど村側に立って、
実務面を担っていたのではないだろうかと思われる。

おわりに

以上、丹後国五郡惣代・丹後但馬両国惣代等の役職名が検出できる
史料を確認した。史料内容の検討を通して、郡数（加佐郡の例）が実
質に伴わなくても、また役職名に若干の異同があっても、各々の管轄
範囲を代表しているものと理解できた。

脆弱性のある体制のなか、久美浜代官所領では郡中代をはじめ中間
支配機構の役職が存在し、広範囲な領地を管轄する代官所を、上から、
代官所（代官・手附・手代等）―中間支配機構（郡中代・広域惣代〔郡
中代を除く丹後国五郡惣代・丹後但馬両国惣代〕―組合村（惣代）
―村の機構で補完していたと理解することができた。この機構のあり
方は、久留島浩氏の見解であるA「組合村―惣代庄屋制」（惣代庄屋
が郡中惣代となる型）とB「郡中惣代制」（惣代庄屋とは別に郡中惣
代が存在する型）のA（広域惣代）、B（郡中代）合体型ではないか
と思われた。広域惣代としての郡中代がいるうえで、丹後国五郡惣代・
丹後但馬両国惣代がなぜ必要なのかということについては、今回の検

討を通じて次のように考察した。代官所領は、丹後国は一二七村、約四万石¹⁷、但馬国は一五二村、約三万石¹⁸である。一般的な理解であるが、合計七万石の領内の意向を郡中代数名だけでは把握できず、村側の意向を集約、発信する役職である丹後国五郡惣代・丹後但馬両国惣代の広域惣代が必要だったと考える。

なお、郡中村々の代表という側面を持つ郡中代とともに丹後国や丹後但馬両国の惣代が連署する形式で代官所に願書を提出することは、百姓たちによる庄屋に対する監視の強化の延長によるものと考えられる。近世後期には全国各地で小前百姓が村役人に対して不正を追及し、村方帳簿の公開や村政への参加を求める騒動が起こっていた¹⁹。久美浜代官所領においても文政八年（一八二五）に郡中騒動が起きている。これは若狭国の商人が年貢の「買替納」を郡中に要請したことから始まり、郡中の独断的な取り計らいに対して百姓らが非難している²⁰。こうした「中間的権力」に対する不信感から役人層への監視の意識が高まり、郡中代だけでなく各郡や両国の惣代庄屋（広域惣代）が願書に連印することで、願の正当性を可視化していったのではないだろうか、とも考えられる。本稿では、先述のように広域惣代の具体的な選出のあり方、職掌などの分析が及ばなかった。今後の課題としたい。

幕領における地域支配構造については様々な地域を事例に分析がなされている。本稿では基本的な確認にとどまったが、幕領における中間支配機構の事例の一つとして挙げる価値はあると思われる。史料とした太刀宮文書が活用され、本稿が全国的な比較研究の材料の一つとなれば幸いである。

【註】

- 1 三浦泰之「近世後期の久美浜代官所領における郡中代について」『久美浜代官所関係史料集』（京丹後市、二〇一四年）。
- 2 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』（東京大学出版会、二〇〇二年）二八二～二八五頁。
- 3 志村洋「大庄屋と組合村」『岩波講座 日本歴史』一四（岩波書店、二〇一五年）九四頁。
- 4 前掲註3、志村洋「大庄屋と組合村」一〇〇～一〇一頁。
- 5 山崎圭「信州幕領における地域支配と陣屋元村名主・郡中代」『史学雑誌』第一〇九編 第八号（山川出版社、二〇〇〇年）。
- 6 『図説 京丹後市の歴史』（京丹後市、二〇一二年）八五頁。
- 7 前掲註6、『図説 京丹後市の歴史』八六頁。
- 8 前掲註1、三浦泰之「近世後期の久美浜代官所領における郡中代について」。
- 9 『久美浜代官所関係史料集』（京丹後市、二〇一四年）。
- 10 『久美浜町史 資料編』（久美浜町、二〇〇四年）。
- 11 『城崎町史 史料編』（城崎町、一九九〇年）。
- 12 本書【資料編】太刀宮文書（久美浜代官郡中代等文書）解題・目録を参照されたい。
- 13 山田洋一「丹後国久美浜代官所領の御城米船と江戸」『「丹後の海」の歴史と文化』（京都府立大学文学部歴史学科、二〇一七年）五五～五七頁。
- 14 B 丹後国久美浜代官所領郡別組合別行政村石高（前掲註13、山田洋

- 一 「丹後国久美浜代官所領の御城米船と江戸」 四六頁。
- 15 前掲註14、B 丹後国久美浜代官所領郡別組合別行政村石高。
- 16 『久美浜町誌』（久美浜町、一九七五年）一四九〜一五三頁。
- 17 前掲註14、B 丹後国久美浜代官所領郡別組合別行政村石高。
- 18 本書77頁【図】丹後但馬国領主絵図と旧高旧領取調帳から算出した
数値。
- 19 『網野町誌 上巻』（網野町、一九九二年）四六五頁。
- 20 前掲註19、『網野町誌 上巻』四六八〜四七一頁。

【別表】久美浜代官所領中間支配機構関係文書一覧

管轄範囲	年月日	西暦	役職名	内容	分類	文書名	出典
① 丹後・但馬国	安永6年2月	1777	丹後但馬国村々惣代 (熊野郡)	宗門帳差上げ御免の願書	庶務	乍恐以書付を奉願上候御事	上崎茂家所蔵文書 (城崎町史史料編、235-236頁)
	安永6年2月	1777	丹後但馬両国郡中惣代 (熊野郡)	宗門帳差上げ御免の願書	庶務	乍恐以書付を奉願上候御事	
	寛政元年3月17日	1789	両国惣代役庄屋	惣代庄屋設置反対の願書	人事	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	上崎茂家所蔵文書 (城崎町史史料編、379-380頁)
	寛政元年9月	1789	両国郡中惣代	野村権九郎代官触状にたいする請書	庶務 (規定)	差上申御請書之事	上崎茂家所蔵文書 (城崎町史史料編、383-386頁)
	—	—	両国組合村々惣代	名簿	名簿	—	【享和三年御用留一分冊】(久美浜代官所関係史料集、91-92頁) 太刀宮文書 332
	文化5年8月31日	1808	両国惣代 (城崎郡利左衛門、比村、森村、熊野郡須田村、 <input type="checkbox"/> 村、久美浜村)	国役について減額の願書	諸役	乍恐書付ヲ以御願奉申上候	
	文化9年2月	1812	丹後但馬惣代出役	御蔵納不足分の村々直納につき請書	廻米	差上申御請書之事	太刀宮文書 333
	文化14年3月	1817	丹後但馬両国組々庄屋	博奕など制禁の村規定	村政	規定書字	神谷神社保管文書 (久美浜町史資料編、350-351頁)
	天保4年9月	1833	両国郡中惣代	天候不順・作柄不良につき郡中惣代の届書	気候	乍恐書付ヲ以御届ケ奉申上候	瀬崎藤右衛門家所蔵文書 (城崎町史史料編、506-507頁)
	天保14年8月6日	1843	丹但両国惣代庄屋	凶作のため諸入用銀について願書の願書	入用	乍恐以書付御願奉申上候	太刀宮文書 335-1
	(天保15) 正月13日	1844	両国郡中惣代庄屋	年始挨拶	挨拶	—	太刀宮文書 335-3
	天保15年6月(6日)	1844	丹後但馬両国惣代庄屋	天候不良につき植え仕舞の旨の届出	気候	乍恐以書附御届奉申上候	太刀宮文書 335-3

	管轄範囲	年月日	西暦	役職名	内容	分類	文書名	出典
13	①丹後・但馬国	弘化2年7月	1845	両国惣代庄屋（但馬国城崎郡山本村、宮井村、二芳郡前村、浜坂村、美含郡森村、訓谷村、丹後国熊野郡永留村、長野村、竹野郡溝野村、間人村、竹野村、黒部村、与謝郡本庄浜村、中郡久住村、加佐郡波見村、久美浜村）	天候不良による稲の穂出しについて届出	気候／廻米	乍恐以書附御届奉申上候	太刀宮文書 336
14		弘化2年8月	1845	両国惣代庄屋	囲殺取調帳面の提出について延期の願書	諸役	乍恐以書附御敷願奉申上候	太刀宮文書 336
15		嘉永2年11月	1849	両国組々惣代	大飢饉につき但馬・丹後の惣代庄屋五千両の拝借願い	気候	乍恐以書付御敷願奉申上候	瀬崎藤右衛門家所蔵文書（城崎町史史料編、543-544頁）
16		嘉永7年9月	1854	丹但両国郡中惣代	丹後・但馬両国郡中惣代役につき願書／郡中代（今西）の後任について両国惣代で相談	人事	乍恐以書付御願奉申上候	瀬崎藤右衛門家所蔵文書（城崎町史史料編、380-382頁）
17		嘉永7年9月	1854	両国惣代庄屋（熊野郡、竹野郡、中郡、与謝郡、城崎郡、二方郡、美含郡、気多郡、郡中代）	丹後・但馬両国郡中惣代役につき願書	人事	乍恐以書付御願奉申上候	
18		安政4年9月	1857	丹後但馬両国惣代（熊野郡畑村、鹿野村、関村、中郡鱒留村、竹野郡間人村、吉沢村、与謝郡本庄浜村、城崎郡禅雲寺村、金剛寺村、大善村、二方郡浜坂村、美含郡土生村、気多郡観音寺村、郡中代久美浜村）	天候不良による蓮作につき新規貯穀年延の願書	気候	乍恐以書付奉願上候	太刀宮文書 343
19		安政5年	1858	丹後但馬両国惣代（熊野郡、竹野郡、中郡、与謝郡、城崎郡、二方郡、美含郡、気多郡、郡中代）	正銀買入困難につき銀納日限延期の願い	年貢	乍恐以書付御願奉申上候	瀬崎藤右衛門家所蔵文書（城崎町史史料編、374-377頁）
20		(文久元)3月27日	1861	両国惣代（射ヶ畑村庄屋藤次郎）	大坂御金藏納について完了の記録	年貢	一	太刀宮文書 344
21		(文久元)4月14日	1861	両国惣代（両国惣代出掛り関村、鱒留村、森本村、森村…）	御役所より火気取り締めり強化の通達と手当金受取り	火事	一	太刀宮文書 344
22		(文久元)6月	1861	丹後但馬国村々惣代（宛先の名前なし）	御法度を犯すものはきちんと取り締まること、諸作の手入れを入念にすることなど	村政	申渡	太刀宮文書 344

	管轄範囲	年月日	西暦	役職名	内容	分類	文書名	出典
23	①丹後・但馬国	(文久元) 6月	1861	丹後但馬国村々惣代(宛先の名前なし)	火気取り締まりについて申渡	村内風紀	申渡	太刀宮文書 344
24		(文久3) 10月26日	1863	両国惣代(竹野郡浜詰村、美含郡香住村)	郡中入用について口達書	入用	口達書	太刀宮文書 345
25		(文久3) 11月	1863	丹後但馬国村々惣代(久美浜村年寄九左衛門、本庄上村(与謝郡)庄屋仙次郎、畑上村(城崎郡)庄屋幸右衛門)	上納金の年賦についての請書	その他	御請字	太刀宮文書 345
26		(元治元) 7月25日	1864	両国惣代(関村、尉ヶ畑村、畑村、新庄村、堤村、奥波見村、木田村、大森村、栗柄村、三谷村)	殿様の見送り	送迎	—	太刀宮文書 346
27		(元治元) 8月10日	1864	両国惣代(凡十四五人)	奥様と若様の見送り	送迎	—	太刀宮文書 346
28		(元治元) 8月17日	1864	両国惣代	手代松井様堀江様の出迎え	送迎	—	太刀宮文書 346
29		(元治元) 8月22日	1864	両国惣代	手代内山様の見送り	送迎	—	太刀宮文書 346
30		(元治元) 9月8日	1864	両国惣代	殿様と奥様の出迎え	送迎	—	太刀宮文書 346
31		慶応元年 12月	1865	丹後但馬両国村々惣代(但馬国城崎郡木内村、丹後国中郡新治村、熊野郡尉ヶ畑村、久美浜村)	蚕糸売払代銀についての拝借証文	その他	御金拝借証文之事	太刀宮文書 347
32		(慶応3) 正月	1867	丹後但馬国村々組合惣代	賭博について取り締まり強化の達書	村内風紀	被仰渡言写	太刀宮文書 348
33		慶応3年 6月	1867	両国惣代(但馬国城崎郡木内村、丹後国竹野郡堤村、中郡新治村、熊野郡尉ヶ畑村、久美浜村、郡中代)	正金の引き替えの願書	年貢	乍恐以書附奉願上候	太刀宮文書 348
34		慶応3年 6月	1867	両国庄屋惣代(丹後国但馬国郡中代、城崎郡木内村、竹野郡中郡新治村、熊野郡尉ヶ畑村上)	正金の引き替えについて定書	年貢	定書一札	太刀宮文書 348
35		(慶応3) 12月19日	1867	両国惣代(三分村、間人村、二方岸田村、上山村、凡両国惣代四人)	銀納にかかると正金引き替えにつき手形を渡す	年貢	覚	太刀宮文書 348
36		(明治元) 11月1日	1868	両国惣代	錢通用についての廻状を渡す	その他	—	太刀宮文書 349

	管轄範囲	年月日	西暦	役職名	内容	分類	文書名	出典
37	②丹後・但馬・美作国	享和3年12月	1803	丹後国惣代・但馬国惣代・美作国惣代	番非人への厳しい申渡しにつき惣代庄屋の請書	村内風紀	差上申御請書之事	上崎茂家所蔵文書(城崎町史史料編、387-388頁)
38	③丹後国	(安永7)7月11日	1778	五郡惣代	石代納についての済口証文	廻米・年貢	—	太刀宮文書 325
39		(安永7)7月12日	1778	五郡惣代	石代納完了の報告	年貢	—	太刀宮文書 325
40		(安永7)7月12日	1778	五郡惣代	召し出された五郡惣代庄屋が帰村	その他	—	太刀宮文書 325
41		(安永7)9月28日	1778	五郡惣代	願石代にかかるとの都合について廻状	年貢	手前より廻状之写	太刀宮文書 325
42		(天保13)9月10日	1842	丹後国五郡村々惣代庄屋	石代値段についての願書	年貢	乍恐書附ヲ以御願奉申上候	太刀宮文書 334
43		(天保13)9月15日	1842	丹後村々惣代	生野陣屋の役人来訪につき、迎え宿泊などの割り当て	送迎	—	太刀宮文書 334
44		天保13年10月	1842	丹後国五郡村々惣代庄屋	土地柄難渋のため、取箇の値上げについての願書	年貢	乍恐書付以御歎願奉申上候	太刀宮文書 334
45		(天保13)11月11日	1842	五郡惣代	去年の拝借返納扱について分割払い返済の願書	年貢	—	太刀宮文書 334
46		天保13年12月12日	1842	丹後国五郡組々惣代庄屋	御廻米増について御免の願書	廻米・年貢	乍恐書付以御願奉申上候	太刀宮文書 334
47		天保14年5月24日	1843	丹後国村々郡中惣代	土地柄悪米につき御廻米を蔵納とする願書	廻米・年貢	乍恐書附以御歎願奉申上候	太刀宮文書 335-1
48		天保14年6月10日	1843	丹後五郡惣代庄屋	拝借扱の年賦割替についての願書	廻米・年貢	乍恐書附ヲ以奉願上候	太刀宮文書 335-1
49		天保14年6月16日	1843	丹後国五郡惣代庄屋	土地柄悪米につき御廻米を蔵納とする願書	廻米・年貢	乍恐書附ヲ以御歎願奉申上候	太刀宮文書 335-1
50		天保14年8月	1843	五郡惣代庄屋	買替納についての願書	廻米・年貢	乍恐以書付御願奉申上候	太刀宮文書 335-1

	管轄範囲	年月日	西暦	役職名	内容	分類	文書名	出典
51	③丹後国	天保14年10月	1843	五郡惣代庄屋	津出しについての願書	廻米・年貢	乍恐以書附御願奉申上候	太刀宮文書 335-1
52		天保15年4月	1844	五郡惣代	二納銀について延納の願書	年貢	乍恐書附ヲ以御願奉申上候	太刀宮文書 335-3
53		天保15年7月	1844	丹後国五郡惣代庄屋	土地柄難渋につき江戸大坂両所への御廻り納免の願書	廻米・年貢	乍恐以書附御敷願奉申上候	太刀宮文書 335-3
54		天保15年10月	1844	丹後国五郡惣代庄屋	天候不良につき御廻米のうち不熟青米多分の届出	気候／廻米	乍恐以書附御届奉申上候	太刀宮文書 335-3
55		弘化2年7月	1845	丹後五郡惣代庄屋	土地柄難渋につき江戸大坂への御廻り納免の願書→免除しかねる回答有。分割払いを改めて願出出る。	廻米・年貢	乍恐以書附御敷願奉申上候	太刀宮文書 336
56		弘化2年11月	1845	五郡惣代庄屋	天候不良により違作につき困窮返納年延の願書／肩書は「丹後国熊野郡外四郡組々惣代庄屋」	諸役	乍恐以書附御願奉申上候	太刀宮文書 336
57		安政4年正月	1857	丹後国五郡惣代(関村、尉ヶ畑村、鹿野村、鱒留村、吉沢村、本庄浜村、久美浜村)	納名主任命の願書	廻米・年貢	乍恐以書付奉願上候	太刀宮文書 343
58		安政4年4月3日	1857	丹後国五郡村々惣代(熊野郡、中郡三坂村、竹野郡、熊野郡)	新杓の取り扱いについて請書	廻米	差上申一札之事	太刀宮文書 343
59		安政4年4月8日	1857	丹後国五郡惣代(関村、尉ヶ畑村、吉沢村、間人村、奥波美村、鱒留村、久美浜村)	海岸御備筋御用達への上金について上納時期の願書	諸役	乍恐以書付奉願上候	太刀宮文書 343
60		安政4年4月	1857	丹後国五郡惣代(尉ヶ畑村、鱒留村、郡中代久美浜村)	去年の年貢三納銀について6月皆済の願書	年貢	乍恐以書付奉願上候	太刀宮文書 343
61		安政4年6月	1857	丹後国五郡惣代(尉ヶ畑村、関村、鱒留村、間人村、奥波美村、吉沢村、久美浜村)	海岸御備筋御用達への上金について、12月上納の願書	諸役	乍恐以書付御願奉申上候	太刀宮文書 343
62		安政4年9月	1857	丹後国五郡惣代(熊野郡関村、鹿野村、竹野郡間人村、与謝郡本庄浜村、中郡鱒留村、郡中惣代)	廻船の入津がないため石代納の願書	廻米	乍恐書附ヲ以奉願上候	太刀宮文書 343
63		安政4年9月	1857	丹後国五郡惣代(熊野郡尉ヶ畑村、鹿野村、竹野郡間人村、黒部村、大山村、中郡鱒留村、郡中代)	今年分の廻米を来年新杓として廻米することに對して作柄不良により石代納の願書	廻米	乍恐以書付奉願上候	太刀宮文書 343

	管轄範囲	年月日	西暦	役職名	内容	分類	文書名	出典
64	③丹後国	(安政4) 10月11日	1857	丹後国惣代(口馬地村、油池村、友重村、畑村久太郎、市野々村、野中村、尉ヶ畑村、鹿野村、三分村、関村、鱒留村、吉沢村、黒部村、大山村、間人村、井谷村代上山村、奥波美村、本庄浜村、溝野村代浜詰村、夏間村代蓼原村)	御用のため出張するよう連絡／郡中代より連絡	通知・廻米	—	太刀宮文書343
65		安政4年11月11日	1857	五郡惣代(熊野郡口馬地村、甲山村、油池村、畑村、市野々村、尉ヶ畑村、野中村、関村、三分村、鹿野村、竹野郡俵野村、幸野村、黒部村、吉沢村、大山村、間人村、井谷村、上山村、与謝郡奥波美村、加左郡、中郡鱒留村、奥大野村、熊野郡久美浜村)	悪米が入らぬよう厳しく点検することに於いての申渡	廻米・年貢	申渡	太刀宮文書343
66		安政4年11月	1857	丹後国五郡惣代(熊野郡関村、尉ヶ畑村、中郡鱒留村、竹野郡吉沢村、間人村、与謝郡奥波美村、久美浜村)	来年の江戸大坂御廻米の積分けについて割賦などの願書	廻米・年貢	乍恐以書附奉願上候	太刀宮文書343
67		慶応3年8月	1867	丹後国五郡村々役人惣代	兵賦について一部金納御免の願書	諸役	乍恐以書附奉願上候	太刀宮文書348
68		慶応3年12月14日	1867	丹後郡中惣代	人足賃錢の受取り	その他	覚	太刀宮文書348
69		明治元年9月28日	1868	丹後国五郡組々惣代	七分米納から五分米納へ変更の願書	年貢	乍恐以書附御届奉申上候	太刀宮文書349
70	④但馬国	天保8年10月15日	1837	但馬惣代	但馬四郡村々冥加上米書上帳／山田村庄屋が報告、「久美浜山田甚左衛門」が仲介	庶務	御支配所但馬石四郡村々冥加上米取調帳	瀬崎藤右衛門家所蔵文書(城崎町史料編、319-323頁)
71		(天保13) 9月15日	1842	但馬郡中村々惣代	生野陣屋の役人来訪につき、迎え宿泊などの割り当て	送迎	—	太刀宮文書334
72		嘉永5年8月	1852	但馬国五郡惣代庄屋	但馬国五郡取締り規定につき請書	庶務(規定)	但馬国五郡規定	岩本徳兵衛家所蔵文書(城崎町史料編、396-399頁)
73		(安政4) 正月	1857	(但馬) 惣代(浜坂村、二日市村)	郡中備金を認めなかつた者に對し金を差し出すよう連絡／郡中代が仲介	通知	覚	太刀宮文書343

	管轄範囲	年月日	西暦	役職名	内容	分類	文書名	出典
74	⑤美作国	慶応3年12月14日	1867	但馬郡中惣代	人足賃銭の受取り	その他	寛	太刀宮文書 348
75		(享和4) 正月18日	1804	(美作) 惣代	年始挨拶	挨拶	—	太刀宮文書 329
76		文化9年2月	1812	作州吉野郡出役惣代	御蔵納不足分等の村々直納につき請書	廻米	差上申御請書之事	太刀宮文書 333
77	⑥各郡	享和4年2月19日	1804	(熊野郡) 惣代	記載した人へ旭濤積の乗納庄屋を仰せつけるよう依頼	廻米	作恐以書付御願奉申上	太刀宮文書 329
78		天保15年3月	1844	(熊野郡) 組々惣代庄屋	二納銀について減額の願書	年貢	作恐以書付御願奉申上	太刀宮文書 335-3
79		安政4年6月8日	1857	(熊野郡) 惣代 (熊野郡々惣代口馬地村、甲山村、畑村、市野々村、尉ヶ畑村、関村、野中村、油池村、三分村、鹿野村、久美浜村)	天候不良による作物の損害を届け出	気候	作恐以書付御願奉申上	太刀宮文書 343
80		安政4年7月6日	1857	組々惣代庄屋 (熊野郡村々惣代口馬地村、甲山村、畑村、尉ヶ畑村、野中村、関村、油池村、三分村、鹿野村)	天候不良による作物の損害を届け出／差出の肩書は熊野郡村々惣代、久美浜村庄屋今西(保太郎) 連署	気候	作恐以書付御願奉申上	太刀宮文書 343
81		安政4年11月	1857	丹後国熊野郡惣代 (関村、鹿野村、久美浜村、同断、甲山村、市野々村、野中村、三分村、口馬地村、畑村、尉ヶ畑村)	諸職人賃銭についての願書	その他	作恐以書附奉願上候	太刀宮文書 343
82		享和4年2月20日	1804	(与佐郡) 惣代	記載した人へ日出濤積の乗納庄屋を仰せつけるよう依頼	廻米	作恐以書付御願奉申上	太刀宮文書 329
83		享和4年2月	1804	(竹野郡) 惣代	記載した人へ間人濤積の乗納庄屋を仰せつけるよう依頼	廻米	作恐以書付御願奉申上	太刀宮文書 329
84		享和4年2月	1804	(中郡) 惣代	記載した人へ岩瀧濤積の乗納庄屋を仰せつけるよう依頼	廻米	作恐以書付御願奉申上	太刀宮文書 329
85		(享和4) 正月15日	1804	(二方郡) 惣代	挨拶	挨拶	—	太刀宮文書 329

86	管轄範囲 ⑦丹波・但馬 丹後・但馬 ⑧管轄範囲 ⑨その他	年月日 11月4日	西暦 1868	役職名 三丹組々惣代	内容 熊野郡、中郡の書上げの催促と、郡中夫錢割の出張についての廻状／黒部村庄屋、久美浜村庄屋（今西）より熊野郡出役衆中宛て	分類 諸役	文書名 急廻状	出典 【慶応四年御用留（丹後国中郡新治村）】（久美浜代官所関係史料集、383-384頁）
87	⑧管轄範囲	—	1863	郡中庄屋惣代	大坂までの一行名簿	御用	先触御用	太刀宮文書345
88	⑨その他	—	1863	郡中惣代	大坂までの一行名簿	御用	先触御用	太刀宮文書345
89		天保15年4月	1844	郡中惣代庄屋	蚕種の取り寄せにあたり添書き頂戴の願書	その他	乍恐書附ヲ以御願奉申上候	太刀宮文書335-3
90		天保14年正月6日	1843	惣代庄屋	一昨年の年貢と去年の江戸廻米納納の不足分上納についての請書	廻米・年貢	<input type="checkbox"/> 差上御請書之事	太刀宮文書335-1
91		弘化2年4月	1845	惣代庄屋	昨年の年貢皆済銀について延納の願書	年貢	乍恐以書附御願奉申上候	太刀宮文書336
92		弘化2年5月	1845	惣代庄屋	昨年の二納銀延納分と年貢皆済銀について延納の願書	年貢	乍恐以書附御願奉申上候	太刀宮文書336
93		弘化2年5月	1845	惣代庄屋	昨年の二納銀延納分と年貢皆済銀について延納の願書	年貢	乍恐以書附御願奉申上候	太刀宮文書336
94		弘化2年12月	1845	惣代庄屋	江戸大坂御廻米における仕法についての願書	廻米・年貢	乍恐以書附御願奉申上候	太刀宮文書336
95		弘化4年8月	1847	惣代庄屋	河上谷拾ヶ組惣代庄屋らが当年の作柄について美人リ少ないこと届出／河上谷拾ヶ組惣代2名	気候	乍恐以書付御届奉申上候	出角区有文書（久美浜町史資料編、302-303頁）
96		(元治元)9月6日	1864	惣代庄屋	手代一行出立につき見送り	送迎	—	太刀宮文書346
97		(慶応元)9月	1865	惣代村々庄屋	無用の借金酒食をしないよう達書	通知	御達書	太刀宮文書347
98		寛保2年10月	1742	惣代	熊野郡4ヶ村と竹野郡2ヶ村が郡境について取り決め／各村の惣代（ほか庄屋と年寄）	村政	差上申一札之事	鹿野区有文書（久美浜町史資料編、245-247頁）
99		寛保2年10月	1742	惣代	破船のため沈荷物の引き揚げにつき人足差出、郡境越境にて争論／熊野郡4ヶ村、竹野郡2ヶ村の惣代（ほか庄屋と年寄）	村政	差上申一札之事	湊宮区有文書（久美浜町史資料編、491-493頁）

	管轄範囲	年月日	西暦	役職名	内容	分類	文書名	出典
100	⑧管轄範囲 困その他	(天保14) 正月 6日	1843	惣代	岡崎兼三郎様出迎えの名簿	送迎	—	太刀宮文書 335-1
101		天保14年7月	1843	惣代	勿銭を取る場所はないことの報告	報告	御尋二付乍恐奉申上候	太刀宮文書 335-1
102		天保14年7月	1843	惣代	金を取り立てる口留番所はないことの報告	報告	乍恐御尋二付奉申上候	太刀宮文書 335-1
103		天保14年12月	1843	惣代	凶作につき石代納の願書	廻米・年貢	乍恐以書附御願奉申上候	太刀宮文書 335-1
104		(明治元) 12月 20日	1868	惣代	人馬継立についての廻状／今西より鱒留村、五十河村、奥波見村庄屋宛て	その他	—	【慶応四年御用留(丹後国中郡新治村)】(久美浜代官所関係史料集、393頁)
105		(安政4) 10月 13日	1857	惣代	御物成米のうち五千石を来年の大坂御詰米にする請書	廻米	—	太刀宮文書 343
106		(弘化2) 正月 3日～6日	1845	組々惣代	年始挨拶	挨拶	—	太刀宮文書 336
107		(明治元) 10月 6日	1868	組々惣代	廻状を記載の各村に配布、村々へ惣代より通達のこと	その他	御廻状拾三通	太刀宮文書 349
108		(安政4) 正月 5日～7日	1857	組々惣代	年始挨拶	挨拶	—	太刀宮文書 343
109		嘉永5年正月	1852	組々惣代庄屋	貯穀増石御免の願書	諸役	乍恐以書付御願奉申上候	瀬崎藤石衛門家所蔵文書(城崎町史料編、370-371頁)
110		正月3日～6日	—	組々惣代庄屋	年始挨拶	挨拶	—	【年中行事】(久美浜代官所関係史料集、294-295頁)
111		(明治元) 9月 13日	1868	組合限惣代	改元についての廻状／郡中代今西より鱒留村、五十河村、奥波見村庄屋宛て	その他	廻状	【慶応四年御用留(丹後国中郡新治村)】(久美浜代官所関係史料集、373-374頁)
112		(明治元) 9月	1868	組合限惣代	神仏事についての廻状／郡中代今西より十ヶ村宛て	寺社	廻状	【慶応四年御用留(丹後国中郡新治村)】(久美浜代官所関係史料集、377頁)
113		(明治元) 10月	1868	組合限惣代	田方免状受け渡しのため、印形を持参する旨の廻状／中郡宛て	年貢	廻状	【慶応四年御用留(丹後国中郡新治村)】(久美浜代官所関係史料集、383頁)

	管轄範囲	年月日	西暦	役職名	内容	分類	文書名	出典
114	⑧管轄範囲 ⑨その他	弘化2年3月	1845	組合惣代 (右四ヶ村惣代坂井村)	弔納銀上納につき残銀を三納銀に延納の願書／熊野郡の四ヶ村の組合惣代	年貢	乍恐以書附御願奉申上候	太刀宮文書 336
115		元治2年2月	1865	組合惣代	素行不良者の勘当帳外の願書	村内風紀	乍恐以書附奉願上候	太刀宮文書 347
116		文久3年12月	1863	組合惣代	素行不良者の勘当帳外の願書	村内風紀	乍恐以書附奉願上候	太刀宮文書 345
117		弘化2年7月	1845	組合惣代	素行不良者に対し仕置きの願書	村内風紀	乍恐以書附御届奉申上候	太刀宮文書 336
118		天保15年2月	1844	組合惣代	素行不良者に対し仕置きの願書	村内風紀	乍恐以書附奉願上候	太刀宮文書 335-3
119		(明治元) 12月7日	1868	組合惣代	無宿無帳の者についての廻状	村政	廻状	【慶応四年御用留(丹後国中郡新治村)】(久美浜代官所関係史料集、389頁)
120		(天保15) 正月6日	1844	組合惣代	年始挨拶／但馬城崎郡組合惣代	挨拶	—	太刀宮文書 335-3
121		安政4年6月9日	1857	村々願人惣代	異国船渡来の備えにかかる入用のための上金を年割の金額で上納する	諸役	差上申一札之事	太刀宮文書 343
122	⑨その他	安政4年3月	1857	郷宿惣代	郷宿見習いについて就任の願書	郷宿	乍恐以書附御願奉申上候	太刀宮文書 343
123		文化6年4月	1809	組頭惣代	若者組取りやめを両町小頭一同が申し合わせる	村政 / 村内風紀	差出申願書之事	神谷神社保管文書 (久美浜町史資料編、345-349頁)
124		(文化7年) 4月23日	1810	納人惣代	米価下値につき出銀について廻状／納人惣代→出銀する者の代表	年貢	廻状	太刀宮文書 332
125		(安政4) 正月	1857	上乘	各役の名簿	廻米	浜立会之覚	太刀宮文書 343
126		享和4年2月19日	1804	乗納庄屋	記載した人へ旭穂積の乗納庄屋を仰せつけるよう依頼	廻米	乍恐以書付御願奉申上候	太刀宮文書 329
127		享和4年2月20日	1804	乗納庄屋	記載した人へ日出穂積の乗納庄屋を仰せつけるよう依頼	廻米	乍恐以書付御願奉申上候	太刀宮文書 329

	管轄範囲	年月日	西暦	役職名	内容	分類	文書名	出典
128	⑨その他	享和4年2月	1804	乗納庄屋	記載した人へ間人湊積の乗納庄屋を仰せつけるよう依頼	廻米	乍恐以書付御願奉申上候	太刀宮文書 329
129		享和4年2月	1804	乗納庄屋	記載した人へ岩滝湊積の乗納庄屋を仰せつけるよう依頼	廻米	乍恐以書付御願奉申上候	太刀宮文書 329
130		—	1804	乗納人	名簿を御上へ差し出し	廻米	—	太刀宮文書 329
131		(弘化2) 2月2日	1845	世話人	各役の名簿／熊野郡の浜・湊、ほか四郡の湊について	廻米	熊野郡浜立会覚／四郡浜立会	太刀宮文書 336
132		(安政4) 正月	1857	世話人	各役の名簿	廻米	浜立会之覚	太刀宮文書 343
133		文化13年3月	1816	納庄屋	廻米船積の際の飯代などにかかった米	廻米・年貢	丹後国熊野郡久美浜村亥正月より同十二月迄村入用帳	太刀宮文書 415 【文化十三年久美浜村入用帳】(久美浜代官所関係史料集、290-293頁)
134		(安政4) 正月	1857	納名主	各役の名簿	廻米	浜立会之覚	太刀宮文書 343
135		文化13年3月	1816	浜立会庄屋	廻米船積の際の飯代などにかかった米	廻米・年貢	丹後国熊野郡久美浜村亥正月より同十二月迄村入用帳	太刀宮文書 【文化十三年久美浜村入用帳】(久美浜代官所関係史料集、290-293頁)
136		(弘化2) 2月2日	1845	立会	各役の名簿／熊野郡の浜・湊、ほか四郡の湊について	廻米	熊野郡浜立会覚／四郡浜立会	太刀宮文書 336
137		(安政4) 正月	1857	立会	各役の名簿	廻米	浜立会之覚	太刀宮文書 343
138		(享和4) 2月1日	1804	浜方世話人	名簿を永留村より受取り	廻米	—	太刀宮文書 329
139		(享和4) 2月	1804	浜方世話人	名簿を御役所へ差し出し／郡中代が届け出	廻米	覚	太刀宮文書 329
140		(享和4) 2月1日	1804	浜方立会	名簿を永留村より受取り	廻米	—	太刀宮文書 329
141		(享和4) 2月	1804	浜方立会	名簿を御役所へ差し出し	廻米	覚	太刀宮文書 329
142		享和4年2月23日	1804	浜方立会庄屋	名簿を御役所へ差し出し／郡中代が届け出	廻米	間人浜立会	太刀宮文書 329

注：郡中代を除く。